

報告第10号

令和4年度豊川市内部統制評価報告書について

令和4年度の豊川市の内部統制に係る評価について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて別冊のとおり報告する。

令和5年8月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

# 令和4年度 豊川市内部統制評価報告書

豊川市長竹本幸夫は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊川市長竹本幸夫は、豊川市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、「豊川市内部統制基本方針」（令和4年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

## 2 評価手続

本市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、豊川市内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しました。

## 3 評価結果

上記評価手続に基づき評価を実施した限り、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握したため、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備があった事案（1件）について、次のとおり是正しました。

- （1）福祉部介護高齢課の賃貸借契約業務において、担当していた職員が契約書の偽造及び公印の不正使用を行う事案が発生しました。

これは、前年度から継続して行う賃貸借業務において、職員が令和4年度分の契約締結を失念するとともに、賃貸借業者からの請求書进行处理するため、契約締結の決裁書類の改ざん及び公印の不正使用を行い、支払いに必要な契約書を偽造したものです。

また、本事案発覚後、適正な契約事務をやり直したため、結果として月ごとの賃借料の支払いが1か月分遅延しました。

これを受けて本市では、運用上の重大な不備を発生させた介護高齢課において、業務の進捗管理をする一覧表の作成、複数職員での進捗管理などの再発防止策を講じました。

また、すべての公印管守者に対して、公印の不正使用防止に向けた使用環境の見直し等の措置を講じるように指示するとともに、全庁管理リスク

に「公印使用」の項目を追加し、リスク管理を行うこととしました。併せて、本事案の内容と対応策について『内部統制通信』を通じて全庁に周知することで、再発防止に向けた取り組みを行いました。

令和5年7月3日 豊川市長 竹本幸夫

# 令和4年度 豊川市内部統制評価報告書 附属資料

## 1 内部統制評価報告書に記載している評価について

### (1) 評価対象期間及び評価基準日

令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日とします。

### (2) 評価方法

評価は、財務事務所管課が抽出した財務事務等に係る「全庁リスク」について、その対応策に係る不備の有無を確認します。

### (3) 有効性の有無

内部統制の不備は、内部統制が存在しない場合や規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない場合等の「整備上の不備」と、整備段階で意図した内部統制の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させた「運用上の不備」からなります。このような不備が確認され、かつ、当該不備が整備又は運用上の「重大な不備」に該当した場合は、内部統制が有効に機能しなかったものと評価します。

なお、「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、市及び市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる可能性の高いもの又は実際に生じさせたものを言います。

## 2 内部統制に関する整備状況

本市では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省）」に示されている内部統制の基本的要素に係る評価の基本的な考え方及び評価項目について、次のとおり該当する規則・指針等を整理しています。

### (1) 内部統制に関する整備状況

#### ア 統制環境

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。	豊川市職員倫理規程
	1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。	

1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。	1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	職員の懲戒処分等の指針 豊川市職員の分限処分の基準等に関する要綱
2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市内部統制基本方針 豊川市内部統制推進会議
3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。 3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	豊川市人財育成基本方針 内部統制全体研修の実施 (R1：管理職、R2：係長級①、R3：係長級②、R4：主任級) OJT推進マニュアル  人事評価マニュアル 職員の懲戒処分等の指針

## イ リスクの評価と対応

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。	4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。 4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	豊川市職員定数条例 第6次豊川市定員適正化計画  リスク管理手順 リスク管理シート
5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に	5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	豊川市におけるリスク管理について リスク管理手順 リスク管理シート

基づいて、必要に応じた対応をとっているか。	5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する。 2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要度によって分析する。 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	リスク管理手順 リスク管理シート
	5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	リスク管理シート 豊川市内部統制推進会議
6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	リスク管理手順 リスク管理シート 豊川市内部統制推進会議

## ウ 統制活動

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。	リスク管理手順 リスク管理シート 豊川市内部統制基本方針 内部統制庁内委員会
	7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	
8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市決裁規程 豊川市行政経営改革プラン2025

8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。	8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	リスク管理シート 内部統制庁内委員会
---	---	-----------------------

エ 情報と伝達

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	豊川市部等設置条例 豊川市行政組織規則 豊川市情報公開条例 豊川市個人情報保護条例 豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 豊川市文書取扱規程
	9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	
	9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	
10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。	10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	豊川市文書取扱規程
	10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	豊川市内部公益通報に関する要綱 豊川市外部公益通報に関する要綱

オ モニタリング

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的评价を行っているか。	11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的评价を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	リスク管理シート 内部統制庁内委員会
	11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	リスク管理シート 内部統制評価報告書

カ ICTへの対応

評価の基本的な考え方	評価項目	規則・指針等
<p>12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合には、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。</p>	<p>12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。</p>	<p>豊川市情報化推進基本方針 豊川市情報セキュリティポリシー</p>
	<p>12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。</p>	<p>豊川市情報化推進基本方針 豊川市情報セキュリティポリシー インターネット利用基準</p>
	<p>12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。</p>	<p>情報セキュリティ実施手順 豊川市情報セキュリティ取扱特記仕様書</p>
	<p>12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。</p>	<p>豊川市個人情報の取扱いに関する管理規程 豊川市情報漏えい事故対応マニュアル</p>

### 3 内部統制に関する評価

#### (1) 各課による自己評価

各課は令和5年3月31日を基準日として、リスク管理シートにより自己評価を実施しました。

その結果、運用上の不備が29件あり、そのうち1件は重大な不備に該当すると判断しました。このため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、有効に運用されていないと判断しました。

評価においては、財務事務所管課及び各課による自己評価及びリスク対応策の不備の有無に加え、内部統制評価担当による評価を行い、運用上の不備を把握しました。把握した不備については、再発防止等への事前の組織的対応、結果の重要性、故意の有無、過失の程度、重大なコンプライアンス違反、懲戒処分の有無などを総合的に勘案し、市及び市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせたかどうか等の検討を行い、重大な不備の該当性を判断しました。

分類	件数	内訳	件数	
			整備上の不備	運用上の不備
予算	0		0	0
収入	3	調定金額に関する誤り	0	2
		調定期間に関する誤り	0	1
支出	22	(支出負担行為兼) 支出命令に関する誤り	0	15
		支払日に関する誤り	0	2
		契約書の作成時期に関する誤り	0	2※
		契約書の記載事項等に関する誤り	0	2
		消費税等に関する誤り	0	1
決算	0		0	0
契約	2	入札の公告・指名通知に関する誤り	0	1
		入札・落札に関する誤り	0	1
現金及び有価証券	0		0	0
時効	0		0	0
財産	2	行政財産使用許可・貸付手続の誤り	0	2
その他	0		0	0
計	29		0	29

※うち、重大な不備（1件）

## (2) 重大な不備（1件）の内容と是正内容

福祉部介護高齢課の貸借契約業務において、担当していた職員が契約書の偽造及び公印の不正使用を行う事案が発生しました。

これは、前年度から継続して行う貸借業務において、職員が令和4年度分の契約締結を失念するとともに、貸借業者からの請求書进行处理するため、契約締結の決裁書類の改ざん及び公印の不正使用を行い、支払いに必要な契約書を偽造したものです。

また、本事案発覚後、適正な契約事務をやり直したため、結果として月ごとの賃借料の支払いが1か月分遅延しました。

これを受けて本市では、運用上の重大な不備を発生させた介護高齢課において、業務の進捗管理をする一覧表の作成、複数職員での進捗管理などの再発防止策を講じました。

また、すべての公印管守者に対して、公印の不正使用防止に向けた使用環境の見直し等の措置を講じるように指示するとともに、全庁管理リスクに「公印使用」の項目を追加し、リスク管理を行うこととしました。併せて、本事案の内容と対応策について『内部統制通信』を通じて全庁に周知することで、再発防止に向けた取り組みを行いました。

## (3) 運用上の不備（重大な不備を除く）と是正内容

- ・市債借入額の誤り
- ・収入時における手数料の算定誤り
- ・職員の給与支給における住民税の控除誤り
- ・支出命令額の誤り
- ・会計年度任用職員の賃金、報酬等の支払い誤り
- ・借地料の計算誤り
- ・契約書の記載事項の誤り
- ・入札における予定価格の誤り
- ・行政財産目的外使用許可申請処理の誤り など

上記の運用上の不備については、原因を特定した上で、担当課において、複数職員でのチェックの実施、事務手順の再確認や見直しなどの再発防止策を検討、実施しました。

## (4) その他

令和5年1月下旬、豊川市教育委員会スポーツ課が事務局となっている「豊川リレーマラソン実行委員会」及び「トヨカワシティマラソン大会実行委員会」において、運営資金の管理を担当する職員による預金通帳及びキャッシュカードの窃盗、金銭の横領事案が発覚しました。

本事案については、市が関係する各種任意団体などが管理している準公金（職員が職務として取扱い、公金に該当しない現金など）に関する事案であること、横領という重大なリスク事案であること、本市への信用失墜事案であることなどから、豊川市公金等取扱適正化検討委員会が設置されました。そして本事案に係る原因究明と課題の抽出を行うとともに、準公金取扱基準の作成、再発防止策の検討など、内部統制制度の観点だけでは

なく、広く本市における準公金の取扱いの適正化に向けた検討が行われました。

本市の内部統制制度においては、準公金は全庁管理リスクの管理項目ではありませんでしたが、重大なリスク事案であることから、豊川市公金等取扱適正化検討委員会と並行して、内部統制庁内委員会を開催し、事案の調査・確認や、再発防止策の検討を行いました。

今後、各課において、作成された準公金取扱基準により事務を行うとともに、内部統制の対象事務に加えてモニタリングするなど、リスク管理を行っていくこととします。

令和4年度

豊川市内部統制評価報告書  
審査意見書

豊川市監査委員



5 豊 監 第 1 9 号  
令和5年8月18日

豊川市長 竹 本 幸 夫 殿

豊川市監査委員 武 田 久 計  
同 鈴 木 篤 男  
同 奥 澤 和 行

令和4年度豊川市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和4年度豊川市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。



# 令和4年度豊川市内部統制評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和4年度豊川市内部統制評価報告書

## 2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度豊川市内部統制評価報告書の審査は、豊川市長が作成した内部統制評価報告書について、豊川市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

## 3 審査の実施内容

令和4年度豊川市内部統制評価報告書について、豊川市長から報告を受け、「豊川市監査基準」に準拠し、関係職員から説明を聴取するとともに、評価報告書その他説明のために提出された資料並びに監査委員が行うとされている監査、検査、審査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

## 4 審査の結果

令和4年度豊川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 5 備考

評価対象期間において運用上の重大な不備があった事案（1件）

「福祉部介護高齢課の貸借契約業務における職員の契約書の偽造及び公印の不正使用」

## 6 審査の結果を踏まえた意見

評価にあたっては、本市の内部統制の対象となる財務事務において、全庁で統一的に管理するリスク及びリスク対応策を設定したリスク管理シートを用いて、リスク管理に取り組んでいる。今後、評価にあたっては、総務省のガイドラインに照らし合わせ、内部統制評価セクションが第三者的視点で内部統制の有効性を評価していくことが必要である。

重大な不備に該当するかの判断は、報告書の附属資料に記載のあるとおり、再発防止等への事前の組織的対応、結果の重要性などを総合的に勘案したものであるが、その判断基準については、より一貫性・客観性が求められる。また、客観的な重大な不備の判断のためには、内部統制の重大な不備と評価した、あるいは重大な不備と評価しなかった具体的な根拠について、市の説明責任を果たすため報告書又は附属資料において明確にすることが望まれる。

最後に、今回の不祥事や直面するリスクを踏まえ、組織のコンプライアンス意

識の醸成や内部統制推進セクションによるリスク事案の全庁的な情報発信、情報共有に努め、本市の内部統制が更に充実したものとなり、もって市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。